

---

## 7069. 申告添付登録

---

業務コード	業務名
MSX	申告添付登録

## 1. 業務概要

システムに登録した以下の申告手続き（以下、各申告という。）に係る通関関係書類を申告等番号ごとに添付ファイルで登録する。

申告手続き	
輸入	輸入申告等（I DC／SWC）
	輸入マニフェスト通関申告（M I C）
	機用品蔵入承認申請（C T C）
	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（H F C）
	修正申告（AMC）
	関税等更正請求（K K C）
輸出	一括特例申告（T K C O 1）
	輸出申告等（E DC）
	輸出マニフェスト通関申告（M E C）
	別送品輸出申告（U E C）
	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（H F C）
	輸出許可内容変更申請（積込港一括変更申請を含む。）（E A C／E A M O 1）
	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（M A F）
別送品輸出許可内容変更申請（U A C）	
輸出取止め再輸入申告（E E C）	

（）はNACCSにおける業務コード

本業務で登録された添付ファイルに紐づく申告が「書類審査扱い」または「検査扱い」に選定されている場合は、税関に添付ファイルが登録された旨の通知が出力され、「申告添付取出し（MS Z）」業務にて添付ファイルの取出しが行われ、審査が行われる。

## 2. 入力者

### （1）海上の場合

通関業

### （2）航空の場合

航空会社、航空貨物代理店、通関業、混載業

## 3. 制限事項

なし。

## 4. 入力条件

### （1）添付ファイルチェック

#### （A）共通チェック

添付ファイルの拡張子が、使用可能な拡張子であること。（使用可能な拡張子は、「EDI仕様書4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

#### （B）業務個別チェック

①添付ファイルが存在すること。

②添付ファイル数が、10ファイル以内であること。

③ファイルあたりのサイズが、0バイトより大きく、別途システムが定める上限（最大10メガバイト）以内であること。

④添付ファイルの合計サイズが、10メガバイト以内であること。

⑤添付ファイル名が、50バイト以内であること。（拡張子含む。）

⑥添付ファイル名が、重複していないこと。

⑦添付ファイル名が、以下のとおりであること。（詳細は、「EDI仕様書 4. 6. 2 添付ファイルについて」を参照。）

- ・1バイト文字は、半角英数字（大文字、小文字）、ハイフン、アンダーバー、ピリオド（拡張子のみ）とする。
- ・2バイト文字は、JIS X 0208：1997の範囲とし、漢字については、JIS第一水準漢字、第二水準漢字とする。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

なし。

(3) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②申告前の場合、入力者が各申告における事項登録者または申告等予定者であること。または、事項登録者（輸入申告等または輸出申告等以外の場合）／申告等予定者（輸入申告等または輸出申告等の場合）に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

③申告後の場合、入力者が各申告における事項登録者、申告者または許可後変更事項登録者であること。

(4) 添付書類管理区分DBチェック

登録された添付ファイルの書類区分が添付書類管理区分DBに登録されていること。

(5) 添付ファイル管理DBチェック

入力された申告等番号が添付ファイル管理DBに存在しないこと。

(6) 各申告DBチェック

(A) 輸入申告DBチェック

入力された申告等番号が、輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が輸入申告DBに存在すること。

②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。ただし、特例申告に対して添付ファイルを登録する場合は、輸入（引取）申告の審査終了後であっても登録可能とする。

③審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定されていること。ただし、特例申告に対する添付ファイル登録の場合は、輸入（引取）申告の審査区分が「簡易審査扱い」であっても登録可能とする。

④B P承認申請に係る申告番号が入力された場合は、以下であること。

・B P承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、B P承認がされていないこと。

・B P承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定されていること。

・B P承認申請の審査区分が「簡易審査扱い」の場合で、B P承認後に輸入許可前引取貨物の輸入申告（以下、I B Pという。）がされている場合は、I B Pに係る審査終了がされていないこと。

⑤I B Pに係る申告番号が入力された場合は、I B Pに係る審査終了がされていないこと。

⑥税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「輸入申告等手作業移行」
- ・「輸入申告等撤回」
- ・「特例申告手作業移行」

(B) 輸入マニフェスト通関申告DBチェック（航空のみ）

入力された申告等番号が、輸入マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

- ①申告等番号が輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- ②本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。

③審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、審査終了（予備申告に係る審査終了を除く。）されていないこと。

④税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「輸入申告等手作業移行」
- ・「輸入申告等撤回」

(C) 機用品蔵入承認DBチェック（航空のみ）

入力された申告等番号が、機用品蔵入承認に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が機用品蔵入承認DBに存在すること。

②審査区分が「書類審査扱い」の場合は、機用品蔵入承認がされていないこと。

③税関により「機用品蔵入承認申請撤回」の登録がされていないこと。

(D) 移出輸入申告DBチェック

入力された申告等番号が、石油製品等移出（総保出）輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が移出輸入申告DBに存在すること。

②移出輸入許可がされていないこと。

③税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「輸入申告等手作業移行」
- ・「輸入申告等撤回」

(E) 輸出申告DBチェック

(a) 申告種別：EDCの場合

<A>共通チェック

①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

②税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「輸出等申告手作業移行」
- ・「輸出等申告撤回」
- ・「輸出取止再輸入許可」
- ・「積戻し取止」
- ・「特定輸出許可取消」
- ・「輸出等許可後の手作業移行」
- ・「数量変更」（航空のみ）

③「輸出取止め再輸入申告事項登録（EEA）」業務が行われていないこと。

<B>輸出等申告に係る申告番号が入力された場合

①審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出等許可がされていないこと。

②審査区分が「簡易審査扱い」の場合は、通関関係書類（原紙）または通関関係書類の提出要と判定されていること。

③審査区分が「簡易審査扱い」で、かつ輸出許可内容変更申請事項登録が行われている場合は、許可登録識別「T」が入力されていること。

<C>輸出許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合

①輸出許可内容変更申請事項登録後に、輸出許可内容変更申請が行われていること。

②輸出許可内容変更申請承認がされていないこと。

(b) 申告種別：EECの場合

入力された申告等番号が、輸出取止め再輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

②EEA業務が行われていること。

③「輸出等許可後の手作業移行」がされていないこと。

④輸出取止め再輸入申告に係る審査終了がされていないこと。

(F) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック（航空のみ）

(a) 申告種別：M E Cの場合

入力された申告等番号が、輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

<A>共通チェック

①申告等番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。

②税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「輸出等申告手作業移行」
- ・「輸出等申告撤回」
- ・「輸出取止再輸入許可」
- ・「輸出等許可後の手作業移行」
- ・「数量変更」

③EEA業務が行われていないこと。

<B>輸出マニフェスト通関申告に係る申告番号が入力された場合

①本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。

②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、輸出マニフェスト通関申告に係る輸出許可がされていないこと。

<C>輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合

①輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請承認がされていないこと。

(b) 申告種別：E E Cの場合

入力された申告等番号が、輸出取止め再輸入申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が輸出申告DBに存在すること。

②EEA業務が行われていること。

③「輸出等許可後の手作業移行」がされていないこと。

④輸出取止め再輸入申告に係る審査終了がされていないこと。

(G) 別送品輸出申告DBチェック

入力された申告等番号が、別送品輸出申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 共通チェック

①申告等番号が別送品輸出申告DBに存在すること。

②税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「別送品輸出申告手作業移行」
- ・「別送品輸出申告撤回」
- ・「別送品輸出取消再輸入許可」
- ・「別送品輸出許可後の手作業移行」
- ・「数量変更」（航空のみ）

(b) 別送品輸出申告に係る申告番号が入力された場合

①本申告済みの場合は、審査区分が「簡易審査扱い」でないこと。

②審査区分が「簡易審査扱い」以外の場合は、別送品輸出許可がされていないこと。

(c) 別送品輸出許可内容変更申請に係る申告番号が入力された場合

①別送品輸出許可内容変更申請事項登録後に、別送品輸出許可内容変更申請が行われていること。

②別送品輸出許可内容変更申請承認がされていないこと。

(H) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック（海上のみ）

入力された申告等番号が、本船ふ中扱い承認申請に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が本船ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

②審査区分が「書類審査扱い」の場合は、本船・ふ中扱い承認がされていないこと。（承認後に本船・ふ中扱い承認申請変更を行われている場合を除く。）

③税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「本船・ふ中扱い承認申請手作業移行」
- ・「本船・ふ中扱い承認申請撤回」
- ・「本船・ふ中扱い承認取消」

#### (I) 修正申告D Bチェック

入力された申告等番号が、修正申告に係る申告番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が修正申告D Bに存在すること。

②税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「修正申告手作業移行」

#### (J) 関税等更正請求D Bチェック

入力された申告等番号が、関税等更正請求に係る関税等更正請求番号の場合は、以下のチェックを行う。

①申告等番号が関税等更正請求D Bに存在すること。

②関税等更正請求審査終了されていないこと。

③税関により以下の登録がされていないこと。

- ・「関税等更正請求撤回」
- ・「関税等更正請求手作業移行」

### 5. 処理内容

#### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「0000000000000000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「0000000000000000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

#### (2) 添付ファイル管理D B処理

①システムで添付番号を払い出し、添付ファイルごとにファイル通番を払い出す。

②各申告D Bより申告情報を登録する。

#### (3) 通知先決定処理

各申告D Bに登録された税関官署、部門及び審査区分より添付情報通知の送付先税関利用者を決定する。

#### (4) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

## 6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
添付情報通知情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各申告にて、以下のいずれかの情報を出力した場合</li> <li>①輸入申告等情報（レコード）</li> <li>②輸入マニフェスト通関申告情報（レコード）</li> <li>③移出輸入申告等情報（レコード）</li> <li>④輸出申告等情報（レコード）</li> <li>⑤輸出マニフェスト通関申告情報（レコード）</li> <li>⑥輸出取止め再輸入申告情報</li> <li>・以下の手続きの場合 機用品蔵入等承認申請</li> </ul>	税関（通関担当部門） 税関（通關担当部門） * <sup>1</sup>
	別送品輸出申告情報（レコード）を出力した場合	税関（別送品担当部門） 税關（別送品担当部門） * <sup>1</sup>
	添付対象の以下の申告が申告・申請済である場合 ①修正申告 ②関税等更正請求 ③特例申告／一括特例申告 ④本船・ふ中扱い承認申請 （本船・ふ中扱い承認申請情報（レコード）を出力した場合に出力）	税關（通關担当部門）

(\* 1) 蔽置官署にて検査を行う場合は、蔽置官署に出力する。

## 7. 特記事項

添付ファイルの内容は、システムではチェックを行わない。